



◎山鹿市フードドライブを実施します！

まだ食べることができるのに廃棄されている食品、いわゆる食品ロスは、日本全体で年間523万トン発生しており、これは1人1日あたりお茶碗1杯分のご飯を捨てているのと同じ量です。

「賞味期限までに食べきれない」「たくさんもらって余っている」など、ご家庭に眠っている余剰食品があればぜひお持ち寄りください。

受付期間

令和6年9月2日(月)～9月30日(月)

※土・日・祝日を除く

受付時間 8:30～17:00

受付場所 山鹿市環境センター管理棟
(山鹿市石416番地)

「フードドライブ」とは？

家庭で眠っている食品を持ち寄り、フードバンクなどを通じて、支援を必要としている方々に提供する取り組みです。



◎ 寄付いただきたい食品

お米、パスタなどの乾麺、缶詰、レトルト食品、インスタント食品、カップ麺、菓子類、乾物、調味料、ミネラルウォーター、ジュース類、日持ちする野菜（イモ類、かぼちゃ、玉ねぎなど）

✕ 受付できない食品

- ・賞味期限が1か月を切っているもの
- ・冷凍食品、生鮮食品、弁当、惣菜などの温度管理が必要なもの
- ・開封されているもの
- ・アルコール類（みりん・料理酒は除く）

◎9月は動物愛護月間です

この機会にペットの飼い方やマナーについて考えてみましょう。



◆飼育環境を整え、最後まで責任をもって飼いましょう

愛護動物の遺棄・虐待等は犯罪です。

十分なエサを与えない、不衛生な環境での飼育など、必要な世話をしないネグレクトも虐待にあたります。

◆人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけないようにしましょう

人に危害を加えないようにすることはもちろん、ペットのしつけ、排泄物の処理なども飼い主の責任です。地域の中でペットが嫌われないために、飼い主がマナーを守って行動することが大切です。



◆鑑札・迷子札をつけ、ペットが迷子にならないようにしましょう

犬の場合、首輪は外れないか、リードはもろくなっていないか改めて確認しておきましょう。また、登録時に交付される「鑑札」と狂犬病予防接種を受けていることを証明する「注射済票」の装着義務があります。鑑札をつけていれば、迷子になっても飼い主を調べることができます。

猫の場合、鑑札等の装着義務はありませんが、飼い主の連絡先が分かる「迷子札」をつけておきましょう。

◎使用済てんぷら油回収キャンペーンの報告

6月から8月までの2か月間で、約500ℓの使用済てんぷら油（廃食油）を回収できました。今回集まった廃食油からできた約350ℓのバイオディーゼル燃料は、8月の山鹿灯籠まつりで発電機の燃料として利用しました。

ご協力いただきありがとうございました。

山鹿市環境センターでは、9月以降も廃食油の回収を行っています。